

株式交換に係る事後開示事項

2025 年 5 月 15 日

東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号
GINZASIX 10 階
株式会社プレイド
代表取締役 倉橋 健太

東京都千代田区麹町四丁目 8 番 1 号
アジト株式会社
代表取締役 高井 康辰

株式会社プレイド（以下「プレイド社」といいます。）及びアジト株式会社（以下「アジト社」といいます。）は、2025 年 3 月 31 日付で株式交換契約を締結し、2025 年 5 月 15 日を効力発生日として、プレイド社を株式交換完全親会社、アジト社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換について、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 5 月 15 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行ったアジト社の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

アジト社は、会社法 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 4 月 23 日付で、アジト社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるプレイド社の商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったアジト社の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

アジト社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

アジト社は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

プレイド社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

プレイド社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 4 月 23 日付で、プレイド社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアジト社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、プレイド社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

本株式交換においてアジト社の株主に対して交付される金銭等は、プレイド社の株式のみであるため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、プレイド社に移転したアジト社の株式の数は、普通株式 360 株です。

5. その他、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) プレイド社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したプレイド社の株主はおりませんでした。

(2) 本株式交換に伴い増加したプレイド社の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

資本金 : 0 円

資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いプレイド社が別途定める額

利益準備金 : 0 円

以上